

2012年7月20日

責任ある鉱物調達検討会の設置について

一般社団法人 電子情報技術産業協会

IT・エレクトロニクス産業の持続的な発展に向けて、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility: CSR）への取り組みはますます重要性を増してきています。JEITAは、2006年に「サプライチェーンCSRガイドブック」を公開し、サプライチェーン全体を通じたCSRの推進を支援しております。

近年、コンゴ民主共和国及び隣接諸国で採掘され、IT・エレクトロニクス部品の原材料として不可欠な鉱物資源が、人権侵害、環境破壊等を引き起こしている武装勢力の資金源となっている可能性が懸念されています。JEITAでは、サプライチェーンにおけるCSR推進の取り組みのひとつとして、2012年5月11日に具体的な活動の場として総合政策部会の傘下に「責任ある鉱物調達検討会」を正式に設置いたしました。本検討会では、人権侵害に加担しない鉱物調達をめざすとともに、2010年7月に米国で成立した「ドッド・フランク・ウォール街改革及び消費者保護に関する法（金融規制改革法）」の第1502条（紛争鉱物条項）の主旨に賛同し、鉱物調達における社会的責任を果たすための取り組みを検討してまいります。

鉱物調達における社会的責任を果たすための取り組みを、効果的・効率的にすすめるためには、IT・エレクトロニクス産業だけの取り組みでは不十分であり、関連する産業界、行政、国際機関などとの連携・協働が必要です。そのため、JEITAは、欧米を中心に企業のCSRを推進するEICC及びGeSIとMemorandum of Understanding (MoU)を締結し、本検討会を通じて両団体が共同で設置してこの問題に取り組むExtractives Work Groupとの連携を図ることといたしました。本検討会は、同Work Groupだけでなく、国内外の他の関連する組織とも連携し、鉱物調達に関わる問題について理解を深めていくとともに、産業界として、鉱物の使用によって発生する諸問題の解決に向けたグローバルな取り組みへの貢献をめざしてCSRの推進に努めてまいります。

【金融規制改革法（紛争鉱物条項）について】

アフリカのコンゴ民主共和国および隣接諸国の武装勢力は、残虐な暴力行為によって地域住民に鉱物を強制的に採掘させ、その取引から得られる利益を用いて紛争を継続しているといわれており、金融規制改革法の紛争鉱物条項はそれら武装勢力の資金源を断つことを目的として規定されています。

紛争鉱物条項は、タンタル、錫、金、タングステンを紛争鉱物と定義し、米国の証券取引所に上場している製造業者等に、紛争鉱物の製品への使用に関する情報開示と米国証券取引委員会（SEC）への報告を義務付けています。なお、現時点ではSECにて最終規則の策定中であり、正式発表はされていません。

以上